

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月 4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（26-23、30-43、46-15）窒素圧力計点検において、アキュムレータ窒素ガス充填弁（3台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-35、34-11、34-23、34-31、42-31、46-19、46-43）窒素圧力計点検において、計装配管集合ブロック接続部（7箇所）より窒素ガスリークが認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）制御盤点検において、信号ケーブルコネクタのストッパに折損が認められたため、当該コネクタを交換	D	
4	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（02-19、06-11、10-15、42-47）窒素圧力計点検において、アキュムレータ窒素ガス充填弁（4台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	2号機	定期事業者検査（安全保護系設定値確認検査）において、主タービン電気油圧式制御装置蒸気加減弁急速閉用圧力スイッチ入口弁グラウンド部より窒素ガスリークが認められたため、グラウンドパッキンを交換し、再検査を実施	D	
6	2号機	第3給水加熱器（A）ドレンレベル調整計点検において、電源スイッチ不良が認められたため、当該計器を交換	D	
7	2号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環配管（強化プラスチック製）点検において、フランジ部（24箇所）にひびが認められたため、当該配管を交換	D	
8	2号機	原子炉再循環系ポンプ駆動用電動機警報盤点検において、補助継電器カバー（アクリル製）にひびが認められたため、当該カバーを交換	D	
9	2号機	主発電機密封油装置密封油差圧スイッチ点検において、動作不良（不安定）が認められたため、当該差圧スイッチを修理	D	
10	2号機	原子炉格納容器圧力抑制室内ストレーナ清掃作業中、テープ片（約2cm×約11cm：1枚）を発見したため、当該テープ片を回収	C	
11	2号機	純水移送ポンプ（B）点検において、インペラキー溝とインペラキーの間隙に許容値超え（4箇所）が認められたため、当該インペラ（4枚）を交換	D	
12	2号機	主発電機密封油装置漏えい油検出スイッチ点検において、フレキシブル電線管コネクタ部に折損が認められたため、当該部を交換	D	
13	2号機	主タービングラウンド蒸気復水器圧力検出元弁点検において、ボンネット廻り止めピンに折損が認められたため、当該弁を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	2号機	低圧タービン（A）10段抽気管ドレンレベル調整弁点検において、弁グラウンドシール（ペローズ）に損傷が認められたため、当該部品を交換	D	
15	3号機	復水給水酸素注入装置酸素ガスボンベ元弁（2台）より酸素ガスリーク（かに泡程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	4号機	タービン建屋換気空調系主タービン油タンク室給気及び排気ダンパ駆動部点検において、動作不良が認められたため、当該ダンパ（2台）を修理	D	
17	4号機	中央操作室当直主任・操作員機の電話機（2回線）に受信不能が認められたため、当該電話装置を点検・修理	D	
18	4号機	所内蒸気戻り系配管取替工事の溶接作業で発生した、ノイズの影響により「原子炉建屋放射能高」の警報発生が認められたため、対応検討	C	
19	4号機	原子炉建屋5階仮設局所排風機設置作業終了に伴う換気空調系復旧作業において、「給気ファン風量低トリップ」による原子炉建屋通常換気系の全停が認められたため、対応検討	C	
20	5号機	原子炉冷却材浄化系廃棄物処理系排出止め電動弁計装品点検において、弁端子箱内に油溜まりが認められたため、当該弁駆動部を点検・修理	D	
21	5号機	中央操作室換気空調系空調機（A）電動機点検において、反負荷側軸受部に摩耗及び打痕が認められたため、当該部を修理	D	
22	5号機	主復水器ホットウェル（A）室内目視検査において、側板部に浸食（貫通孔）が認められたため、当該部を修理	D	
23	5号機	主蒸気配管（高圧タービン～低圧タービン）溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
24	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器システムベント弁及びびろ材ブリコート準備弁の開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全閉でランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	D	
25	集中環境施設	補助ボイラー（B）排ガス分析検出装置の自動校正回路に動作不良が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
26	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液サンプ（A）レベルスイッチに動作不良（ドリフト）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
27	その他	使用済燃料共用プール設備廃棄物処理系シャワードレン受タンク（A）シャワー室ドレン入口空気駆動弁に動作不良（閉→開しない）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
28	その他	不適合事象ホームページ掲載用リスト（3月13日分）において、対象号機番号に誤記が認められたため、当該部を訂正及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで